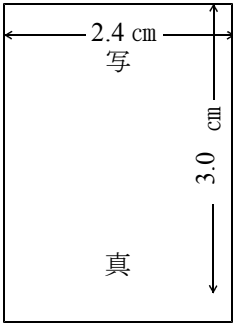


改正前

別記様式第二十二号（第七十四条関係）

表

<b>管理業務主任者証</b>	
	氏 名 ( 年 月 日生)
	住 所
	登 録 番 号 第 号
	登 録 年 月 日 年 月 日
	年 月 日まで有効
	地方整備局長 北海道開発局長
	㊟
交 付 年 月 日	第 年 月 日
発 行 番 号	号

← 8.547 cm以上 8.572 cm以下 →

↑ 5.403 cm以下  
↓ 5.392 cm以上

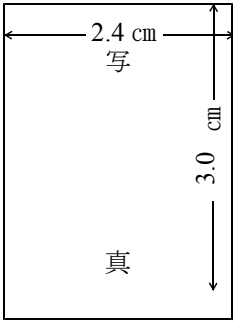
裏

備 考
<b>注意事項</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。</li><li>2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。</li><li>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。</li><li>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>5 本証を更新する場合は、交付申請の前日6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。</li></ol>

改正後

別記様式第二十二号（第七十四条関係）

表

	<b>管理業務主任者証</b>		
	氏 名	( 年 月 日生)	
	登 録 番 号	第	号
	登 録 年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	日まで有効
		地方整備局長 北海道開発局長	㊟
交 付 年 月 日	第	年 月 日	号
発 行 番 号			

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.403 cm以下  
5.392 cm以上

裏

備 考
<b>注意事項</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。</li><li>2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。</li><li>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。</li><li>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>5 本証を更新する場合は、交付申請の前日6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。</li></ol>